



平成25年度



南城市社協フックン・シーちゃん

地域福祉活動助成事業 申込募集チラシ

南城市社会福祉協議会では、市内の自治会やボランティア団体等が主体的に取り組む地域福祉の増進を目的とする活動に赤い羽根共同募金の配分金から助成し、活動を支援します。



平成25年6月 3日（月）から

平成25年6月28日（金）まで

募集対象

1. 提案できる事業の要件

市民活動団体が自主的・主体的に企画実施する地域福祉事業で、市民の福祉向上又は公益上必要と認められ、以下の要件を満たすもの。（提案事業の内容によっては、行政機関への申請や調整が必要になる場合がありますので、申請者でご確認下さい。）

- ① 市内で実施される事業であること。
- ② 地域課題の解決を図る事業であること。
- ③ 地域力の活性化を図る事業であること。
- ④ 同一事業について、補助金等を受けていないこと。（国、県、市、民間補助等）
- ⑤ 平成26年3月12日までに完了する事業であること。

2. 提案できる団体の要件

自主的・主体的に事業を企画し実施する団体で、以下の要件を満たすもの。

ただし、営利を目的とする団体、政治団体、宗教団体は対象となりません。また、審査会（ヒアリング）に参加できる団体。

- ① 活動拠点が市内にある団体。
- ② 5人以上で構成され、その構成員の過半数が南城市に在住、在勤又は在学する者の団体。（未成年のみで団体を構成する場合は、保護者・学校の先生が代表者として参画してください。）
- ③ 福祉団体やボランティア活動団体等においては、概ね月1回以上の継続的な活動が行われていること、又は見込まれること。
- ④ 自治会の老人会や青年会等が申込みを行う場合は、自治会長の推薦が必要になります。また、学校に属する団体等が申込みを行う場合は、学校長の推薦が必要です。同じ地域や同じ学校に属する複数団体の申請は出来ません。

助成金の交付額

助成金の交付額は次のいずれか低い方の額以内とし、社協会長が特に必要と認める場合を除き、25万円を上限とします。

- ① 1事業当たり、交付対象経費の10分の10以内の額。
- ② 事業の支出総額の額から収入（参加料・売り上げ、協賛金等）を差し引いた額。

— 例示事業 —



不便で困って
いるよー

自治会・字

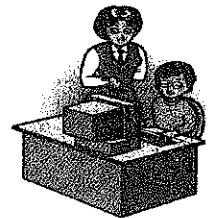
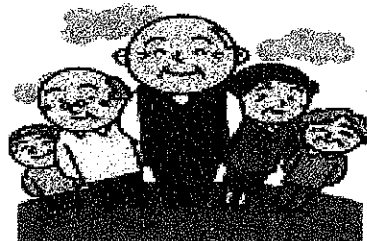
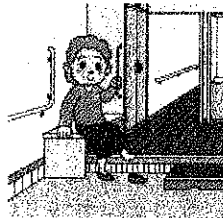
1. 災害時の地域連携（地域連携強化！）
 - ・災害時を想定した避難訓練や救急法等の実施
2. 公民館等の改修や備品修理（不便解消！）
 - ・建物入口の段差解消、手すりの取り付け、和式トイレを洋式トイレへ改修
 - ・破損している備品を修理し有効な利用
3. 未利用土地の活用（環境美化と自治会加入）
 - ・空いた土地を畑などに活用し、アパート世帯等の住民に自治会加入を促しながらの貸し出し
4. 区民交流まつり（地域活性化）
 - ・自治会の各種団体が協力、役割分担して、地域を盛り上げる異世代交流など
5. 既存の実施事業に地域支え合いの視点を導入
 - ・歩行が困難な方々の送迎や異世代交流の視点をこれまでの事業に取り入れ、更なる充実を図る



活動をもっと
広げたい

福祉団体・ボランティア団体など

1. 会員対象の講習会等実施（知識の習得）
 - ・会員を対象としたパソコン等の講習会
2. 活動に必要な機材購入（活動がスムーズに！）
 - ・古い機材を最新のものに買い替え
3. 新たな活動を展開（更なる活動強化！）
 - ・日々、練習しているレクリエーションを在宅、施設などへ定期激励訪問
 - ・児童通学の見守りから交通安全の啓蒙活動
4. 広く活動を広めたい（新規会員の促進）
 - ・新たな仲間を増やすための周知活動
5. 既存の実施事業をより充実させるために
 - ・研修会参加者のための託児室設置や介護費用の助成



応募方法及び
問い合わせ先

南城市内の下記の場所に備え付けてあります要綱の内容をご確認後、専用申込書をご記入し、平成25年6月3日（月）から平成25年6月28日（金）の間に社会福祉法人 南城市社会福祉協議会【本所】にお申し込み下さい。 《注意》 他の場所では申込できません。



社会福祉法人 南城市社会福祉協議会【本所】

南城市総合保健福祉センター内（大里）

☎882-8861、946-2745

- ・南城市老人福祉センター（佐敷）、南城市知念社会福祉センター（知念）、南城市福祉センター（玉城）
- ・南城市役所（大里庁舎、玉城庁舎、佐敷出張所、知念出張所） または、南城市社協ホームページ



本事業は、赤い羽根共同募金配分金で実施されています。